

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「又は」を「及び」に改め、「区役所支所」の右に「(以下「区役所等」という。)」を加え、同条第3項中「区役所若しくは区役所支所」を「区役所等」に、「又は」を「及び」に改め、同条第10項中「区役所又は区役所支所の福祉部福祉介護課」を「区役所等の保健福祉センター子どもはぐくみ室」に、「福祉介護課」を「区役所等子どもはぐくみ室」に、「当該福祉介護課」を「当該区役所等子どもはぐくみ室」に、「の福祉介護課」を「の区役所等子どもはぐくみ室」に改め、同条第11項中「福祉介護課」を「区役所等子どもはぐくみ室」に改め、同条第12項中「区役所又は区役所支所の福祉部保険年金課」を「区役所等の保健福祉センター健康福祉部保険年金課」に改め、同条第13項中「福祉介護課」を「保険年金課」に、「保険年金課」を「区役所等子どもはぐくみ室」に改め、同条第14項中「福祉介護課」を「区役所等子どもはぐくみ室」に改め、同条第15項中「、全ての福祉介護課並びに全ての区役所又は区役所支所の福祉部支援課及び同部支援保護課」を「並びに全ての区役所等の保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課、同部障害保健福祉課及び同部生活福祉課(以下「区役所等生活福祉課」という。)」に改め、同条第16項中「、全ての福祉介護課」を削り、「区役所又は区役所支所の福祉部支援課及び同部支援保護課」を「区役所等子どもはぐくみ室」に改め、同条第17項中「区役所又は区役所支所の保護課及び支援保護課」を「区役所等生活福祉課」に改め、同条第19項中「同局医療衛生推進室医務衛生課及び医療衛生センター」を「保健所の医療衛生推進室医務衛生課(以下「保健所医務衛生課」という。)及び同室医療衛生センター」に、「健康づくり推進課及び全ての保健センター支所」を「健康福祉部健康長寿推進課(以下「保健センター健康長寿推進課」という。)」に改め、同条第20項中「同室医務衛生課、」を「保健所医務衛生課及び」に、「保健センターの健康づくり推進課及び全ての保健センター支所」を「保健センター健康長寿推進課」に改め、同条第22項中「又は」を「及び」に改める。

第2条第1項及び第2項中「区役所又は区役所支所」を「区役所等」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「福祉介護課」を「区役所等子どもはぐくみ室」に改め、同条第13項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

- (2) 区役所等子どもはぐくみ室及び神川出張所の職員 第10項各号に掲げる事務で、
区役所等子どもはぐくみ室及び神川出張所の所管に属するものに関する事。
第2条第14項中「福祉介護課」を「区役所等子どもはぐくみ室」に改める。

附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)